

太陽光発電システム設置補助制度のお知らせ

町では、太陽光発電システムの導入を促進し、地球温暖化防止を図るため、太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します。

■補助対象となる太陽光発電システム

- ・住宅の屋根などへの設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧または高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムで、電力会社と電力需要契約を締結するもの
- ・未使用のもの(中古品は対象外)

■補助制度を受けることができる方

- ・自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方
 - ・町内の事業所などに太陽光発電システムを設置する事業者
 - ・町税を滞納していない方(生計を一にする者を含む)など
- ※町税(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)に滞納がある方は、該当しません(現年度、過年度を含む)。

■補助金の額

1 kW当たり35,000円(個人は最大4kW140,000円、事業所は最大5kW175,000円まで)(端数については、千円未満は切り捨てます)

※例えば、最大出力が3.55kWの場合は、124,000円となります。

■募集期間 12月28日②まで

※補助金申請は先着順となります。予算の範囲内での受付となりますので、予定額に達した場合は、受付を終了します。

■募集件数 26件

■注意事項

- ・補助金交付決定後に太陽光発電システム設置工事に着手していただきます(申請日には、工事未着工であることが条件です)。
 - ・平成24年3月10日までに工事を完了し、実績報告書を提出していただきます(平成24年3月10日までに事業を終了することが条件です)。
- ※すでに太陽光発電システムを設置した方は、補助金の交付対象とはなりません。

■問い合わせ・申請先 企画商工課 ☎72-6938
FAX71-1037



こんな時には、
こんな手続きを。

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。次の表に記載してあるようなときは、届出が必要です。忘れずに届出を行きましょう。

届出が必要になった方は、必要な書類をあらかじめ市町村や勤務先などで確認のうえ、14日以内に届出をしてください。

国民年金加入者の方

こんなとき	届出先	必要なもの
20歳になったとき (※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	市区町村	印かん
厚生年金・共済組合に加入したとき	勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印かん
厚生年金・共済組合の加入をやめたとき	市区町村	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印かん
配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき (※離別や死別をしたときや収入が増えたとき)	市区町村	年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる書類、印かん
住所、氏名が変わったとき	第1号被保険者	市区町村 年金手帳、印かん
	第2号、第3号被保険者	勤務先 勤務先にお問い合わせください
年金手帳がなくなってしまったとき	市区町村 勤務先 年金事務所	基礎年金番号が分かる書類、身分証明書 (※本人以外の方が届ける場合は委任状)

年金を受けている方

こんなとき	提出種類
誕生月がきたとき	年金受給権者現況届等 ※
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届
年金の受け取り先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届
年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書

※次の届けの提出が必要な場合以外は、原則として「現況届」の提出は不要となります。

1. 住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は、「現況届」
2. 加給年金を受けられている場合は『生計維持確認届』
3. 障がいの程度の確認のために『診断書』

※提出が必要な届出は、日本年金機構から受給者の方々へ送付されます。

岡郡山年金事務所 ☎024-932-3434
町民生活課 ☎72-6933